

証券コード 7080

2025年3月7日

(電子提供措置の開始日 2025年3月5日)

株 主 各 位

東京都新宿区市谷本村町3番29号

株式会社スポーツフィールド

代表取締役 篠 崎 克 志

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第15期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.sports-f.co.jp/ir/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区市谷本村町3番29号
FORECAST市ヶ谷4階 当社セミナールーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会の決議通知につきましても、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sports-f.co.jp/ir/>）において周知させていただきます。
- ◎株主総会の状況は、「Zoomウェビナー」でライブ配信いたします。詳細につきましては、本招集通知に同封しております別途ご案内資料をご覧ください。なお、ライブ配信は視聴のみとなり、議決権行使並びに質疑応答などの発言はお受け付けいたしかねます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業拡大のための成長投資を最優先としつつ、同時に株主への利益還元を経営上の最重要課題と位置付けております。安定的な財務基盤を維持するとともに、企業価値を高めるための投資資金の確保、今後の事業展開等を総合的に勘案し、期末配当及び剰余金の処分を以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 16円
総額 116,655,424円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年3月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	しのぎ かつし 篠 崎 克 志 (1982年7月13日生)	2005年4月 株式会社リンク・ワン入社 2006年7月 株式会社ガーディアンシップ入社 2007年7月 株式会社ガーディアンウィル（現：株式会社スポーツリンク）入社 2009年4月 株式会社スポーツリンク 取締役 2010年1月 株式会社スポーツリンク埼玉（現：当社） 代表取締役（現任） 2016年5月 株式会社エスエフプラス 代表取締役会長 2023年11月 株式会社エスエフプラス 代表取締役（現任）	1,588,000株
2	いちち かずよし 伊地知 和 義 (1983年10月2日生)	2006年4月 株式会社ウィル（現：株式会社スポーツリンク）入社 2009年10月 株式会社スポーツリンク九州 代表取締役 2014年1月 当社入社 取締役副社長（現任） 2014年1月 株式会社エスケイ 取締役 2016年6月 株式会社エスエフプラス 取締役社長	790,400株
3	か じ ただし 加 地 正 (1966年12月8日生)	1990年4月 株式会社ビジネスコンサルタント入社 1993年7月 株式会社技術総研（現：株式会社J-POWERビジネスサービス）入社 1999年4月 電発産業株式会社（現：株式会社パワービジネスサービス）入社 2001年2月 株式会社日本エル・シー・エー入社 2001年7月 株式会社リンク・ワン出向 2004年6月 同社入社 2006年10月 株式会社ヒューマンワーク代表取締役 2007年5月 株式会社経営支援 執行役員 2014年1月 当社入社 専務取締役（現任）	790,400株
4	もりもと しょうた 森 本 翔 太 (1981年10月26日生)	2005年4月 株式会社リンク・ワン入社 2006年7月 株式会社ガーディアンシップ入社 2007年7月 株式会社ガーディアンウィル（現：株式会社スポーツリンク）入社 2009年6月 株式会社スポーツリンク関西 代表取締役 2014年1月 当社入社 常務取締役 2018年4月 当社専務取締役（現任）	790,400株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	こばやし あきひこ 小 林 明 彦 (1952年11月13日生)	1975年4月 株式会社三和銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）入行 1985年10月 同行ダラス支店 支店長代理 1989年7月 同行事業開発部 上席部長代理 1992年5月 同行ロンドン支店 次長 1997年2月 同行国際業務部 欧州室長 1999年5月 同行吉祥寺支店 支店長 2001年7月 サンワインターナショナルファイナンス（香港）社長 2003年6月 UFJつばさ証券株式会社（現：三菱UFJ証券ホールディングス株式会社）投資銀行グループ長 2004年5月 同社執行役員 投資銀行部門担当 2004年8月 同社常務執行役員 投資銀行部門 金融法人部門担当 2005年10月 三菱UFJ証券株式会社（現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）常務執行役員 投資銀行部門担当 2006年6月 同社常務取締役 国際本部長 2007年7月 米国三菱UFJ証券株式会社 社長 2009年1月 三菱UFJ証券株式会社（現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）常務執行役員 大阪駐在 2010年5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 専務執行役員 2013年8月 akソリューションアドバイザー株式会社 社長 2017年1月 同社 会長（現任） 2017年7月 株式会社シーボン 社外取締役 2017年12月 当社社外取締役（現任） 2019年7月 株式会社三ツ星 社外取締役	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6	かわむら なおと 河 村 直 人 (1964年9月30日生)	1987年4月 日本ハム株式会社入社 1989年10月 株式会社テンポラリーエルダー（パソナグループ、現：ランスタッド株式会社）入社 1998年7月 株式会社ホームコンピューティング・ネットワーク（パソナ・NTTジョイントベンチャー）代表取締役 2006年6月 同社顧問 2007年4月 株式会社Jobby設立 代表取締役 2009年4月 株式会社インターワークス入社 2009年6月 同社代表取締役 2012年3月 株式会社アイ・アム&インターワークス（現：株式会社インターワークス）代表取締役社長 2014年4月 同社代表取締役会長 2014年4月 日本データビジョン株式会社 取締役 2014年8月 同社代表取締役 2017年3月 同社取締役 2017年4月 株式会社インターワークス 取締役経営管理本部長 2017年9月 同社取締役大阪支社長 2019年1月 当社社外取締役（現任） 2019年2月 株式会社シンライフワーク 代表取締役（現任） 2021年4月 一般財団法人 Japan Leading Edge Foundation 理事 2021年5月 一般社団法人日本中小企業スマートビジネス推進協会 監事（現任） 2022年10月 Thinkings 株式会社 非常勤監査役（現任）	—

- (注) 1. 新任の取締役候補者はありません。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位及び担当は事業報告の「取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
4. 当社と小林明彦氏及び河村直人氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、金500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 小林明彦氏及び河村直人氏は、社外取締役候補者であります。
6. 小林明彦氏及び河村直人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において両氏が取締役に再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
7. 小林明彦氏は、大手金融機関における国内外での豊富なファイナンスやM&A、経営全般の経験、またコーポレートガバナンスに関する高い見識を活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
8. 河村直人氏は、人材業界でのキャリアと経営者としての経験から、実務から経営に至るまで豊富な見識・経験を活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
9. 小林明彦氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年3ヶ月となります。
10. 河村直人氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年2ヶ月となります。
11. 当社は保険会社と役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役

候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2024年1月1日～2024年12月31日)におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復の動きが見られております。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に注意する状況は依然として続いています。

人材サービス業界においては、2024年の平均の有効求人倍率は1.25倍となりました。新卒採用市場においては、厚生労働省と文部科学省による「令和7年3月大学等卒業予定者の就職内定状況調査」では、大学生の就職内定率が84.3%と前年を1.7ポイント下回るも、依然として高い水準となっております。

このような経営環境の中、当社グループは「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時にスポーツが持つ可能性を様々なフィールドで発揮し、個人、法人、地域社会そして日本の発展に貢献すること」という経営理念のもと、スポーツ人材(※1)がスポーツを通じて培った素養を活かし、競技以外のビジネスというフィールドで輝けるよう、最適な企業と結びつけることに取り組んでまいりました。

(※1. スポーツに打ち込んだ経験を通じて社会・企業が求める高い価値を身につけた人材。新卒者においては、現役体育会学生、大学スポーツサークル・高校部活・クラブチーム等での競技経験者。既卒者においては、体育会出身者及び現役アスリートも含めたスポーツに打ち込んだ経験を持つ社会人。)

当社グループの主要3事業である、新卒者向けイベント事業、新卒者向け人材紹介事業、既卒者向け人材紹介事業については以下のとおりであります。

(新卒者向けイベント事業)

新卒者向けイベント事業の当連結会計年度における売上高は1,681,357千円(前期比23.1%増)となり、過去最高売上高を更新しました。イベント開催数は、来場型・中小規模イベントの開催数が増加したことにより、前期実績を上回りました。販売枠数についても、企業の強いイベント出展ニーズを取り込むことにより、主に来場型・中小規模イベントの販売枠数が増加し、前期実績を上回りました。2026年3月卒向けイベントへの企業の出展ニーズは引き続き強く、受注進捗は2025年3月卒向けの実績を上回って推移しております。

(新卒者向け人材紹介事業)

新卒者向け人材紹介事業の当連結会計年度における売上高は1,064,911千円(前期比3.2%増)となり、前期実績を上回り過去最高となりました。2025年3月卒ユニーク紹介学生数(企業に紹介した重複しない学生数)は前期比で微増、カバー率(登録者の内、面談対応により、アナログな関係が構築できている登録者の比率)は前期比で横ばいとなりました。ユニーク紹介企業数(学生に紹介した重複

しない企業数)は、企業の旺盛な新卒採用ニーズを取り込むことにより、前期実績を上回りました。2025年3月卒学生向けスポナビ2025の登録者数は、2024年3月卒学生向けスポナビ2024の登録者数に対して前期比で微増となりました。2026年3月卒学生向けスポナビ2026の登録者数は、2025年3月卒の前期実績を上回って推移しております。2025年3月卒学生向けのスポチャレ累計登録者数は、2024年3月卒の前期実績を上回りました。ユニーク紹介学生数においても前期実績を上回り、スポチャレの成長が新卒者向け人財紹介事業の売上増加に寄与しました。2026年3月卒学生向けスポチャレ累計登録者数は、前期実績を上回って推移しております。

(既卒者向け人財紹介事業)

既卒者向け人財紹介事業の当連結会計年度における売上高は962,056千円(前期比7.7%増)となり、過去最高の売上高となりました。ユニーク紹介人財数(企業に紹介した重複しない人財数)及びユニーク紹介企業数は共に前期実績を上回り、引き続き高い水準を維持しております。新規登録者数は、第4四半期については前年同期実績を小幅減少したものの、年間総数としては前期実績を上回りました。スポーツ関連企業に特化した就職・転職情報サイトであるスポジョバからの人財紹介案件への成約が既卒者向け人財紹介事業の売上高に寄与しました。

売上原価に関しては、スポナビアスリート(デュアルキャリア)事業における派遣労務費が減少したものの、新卒者向けイベント事業におけるイベント開催費用が増額したことにより前期比で増加しました。

営業利益及び経常利益に関しては、成長のための投資により販売費及び一般管理費が増加したものの、売上高の成長が費用の増加分を上回ったことにより、利益は過去最高となりました。人件費は、人員体制強化のための新卒採用社員・中途採用社員の入社により前期比で増加しました。地代・家賃は、大阪オフィスの増床により前期比で増加しました。広告宣伝費は、スポチャレ・スポナビキャリア及びスポジョバ等の登録者獲得のための投資により前期比で増加しました。その他販管費については、社内システム投資及び人員増に伴い諸費用が増加し、前期比で増加しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は3,845,234千円(前期比12.5%増)、営業利益は874,068千円(前期比0.5%増)、経常利益は872,058千円(前期比0.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は595,295千円(前期比2.1%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は94,077千円であり、その主なものは、大阪オフィスの増床及び神戸オフィスの移転に伴う有形固定資産の取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

〈経営理念〉

当社グループは、「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時にスポーツが持つ可能性を様々なフィールドで発揮し、個人、法人、地域社会そして日本の発展に貢献すること」という経営理念を掲げております。経営理念の一節にある「スポーツの可能性を様々なフィールドで発揮し」を社名の由来としており、当社がスポーツ自体の価値や可能性を高め、競技以外の様々なフィールドで発揮されている状態を作ることを経営方針としております。

主力事業であるスポーツ人財に特化した就職・採用支援事業では、求職者がスポーツを通じて培った素養を、競技以外のビジネスというフィールドで輝けるよう、最適な企業と結びつけることに取り組んでおります。当社から紹介したスポーツ人財一人ひとりが入社後の企業で活躍することで、スポーツの価値が発揮された事例をつくることできています。

また、スポーツ人財の活躍によって雇用する企業も活性化されることにより、経営理念の一節にある「個人、法人、地域社会そして日本の発展に貢献」していると当社グループは考えております。

〈目標とする経営指標〉

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、事業規模の拡大と効率的な企業運営を重視しております。そのため当社は①売上高、②売上高経常利益率の2指標を、重要な経営指標と位置付けております。

〈経営戦略〉

当社グループは、既存事業の持続的な成長に加え、スポーツに関わる新規事業の拡大により、「スポーツ人財会社」から「日本を代表するスポーツカンパニー」への飛躍を図るために、以下に記載された会社の対処すべき課題へ対応していくことが経営戦略上、重要であると認識しております。具体的には、2025年3月に更新いたしました中期経営計画（2025年12月期から2027年12月期）に基づき、企業価値向上と経営理念の実現に向けて取り組んでおります。

〈会社の対処すべき課題〉

a) 主要事業の強化

主要事業の強化には、当社グループが提供する各サービス登録者・利用者数の増加、提供サービスの品質向上が重要であると認識しております。当社は、スポーツ人財領域に特化しているという強みを活かし、スポーツ人財の採用支援事業において圧倒的なNo.1となるため、オフィス出店エリアの拡大により47都道府県において当社サービスの提供、オンライン・オフラインを通じた広報・広告に対する人的・金銭的リソースの投下を行っております。

新卒者向け採用事業においては、体育会学生・スポーツ人財の会員数を毎年確保、増加に向けて取り組んでまいりました。就職活動中の3～4年生だけでなく、同じ部活に所属する他学年や他部活の同級生等の紹介、未開拓エリアでのサテライトオフィスの運営、就職支援サービス以外からの集客等により当社がカバーできる範囲を拡げ、営業人員の増強と拠点の拡充を図ってまいります。

既卒者向け事業においても、サービス登録者を継続的に確保していきます。インターネット広告・SNS広告等の広告媒体から当社サービスへ登録いただく方法のほか、スポジョバやスポナビアスリートといった人財の登録ルートを新たに拡大させるなど、登録者数の増加を図っております。

さらに求職者である人財と採用企業への提供サービスの品質向上が不可欠です。当社は、人財と採用企業とのマッチングの精度向上のため、イベントの品質担保、向上に加え、従業員の提案力の向上、求職者の利便性向上に資する運営イベントやウェブサイトの機能拡充・改善、提供情報の質の向上と量の拡大にも努めてまいります。

b) 従業員の採用・定着・育成

当社グループの事業継続及び拡大のためには、従業員数の更なる増加と一人ひとりが提供するサービス業務の生産性向上が重要だと認識しております。自社採用業務の一元管理を行うとともに、経営理念への共感をベースに多様な働き方を認めることで定着への施策にも取り組んでおります。また、生産性向上については、階層別研修や営業人員の業務レベルを評価するためのスキルチェックの実施等、営業人員の体系的・継続的な育成を図っております。

c) 事業領域の拡大と新規事業の創出による事業ポートフォリオの多様化

当社は経営理念の一節に掲げるとおり、スポーツの価値や可能性を様々なフィールドを発揮することを目的としており、また、収益源の多様化のためにも、新規事業の創出に積極的に取り組んでまいります。2020年9月よりサークル・クラブ活動も含めた広義のスポーツ人財を対象とするスポチャレ事業を開始、2022年9月には若手ハイキャリアを目指すスポーツ人財を対象とした転職支援サービス「スポティブ」を開始し、事業領域の拡大を図っております。また、2020年5月に事業譲受したスポジョバを新たな切り口として既存事業とのシナジーを高め、スポーツ関連企業へサービスを拡充いたします。また、デュアルキャリア事業は契約スポーツチーム数及び支援アスリート数の増加を通じて売上拡大を図ります。

d) 経営管理体制の強化

当社グループは、事業継続・拡大の基礎となる経営管理体制、コーポレート・ガバナンスをより強化し、事業・組織運営上の問題点の把握・集約、コンプライアンスの徹底、適切なディスクロージャーやIR活動に取り組むことが

企業価値の向上につながるものと認識しております。そのために、当社グループでは①コンプライアンス審査会を設置し、新サービス・新事業開発等に伴うコンプライアンスチェック（法令並びに倫理面）体制を強化、②経営管理本部の人員を増強し、③各種規程を整備し、全役員・従業員向けに研修や周知徹底することにより経営管理体制を強化しております。

e) 情報管理体制の強化

当社グループは、スポーツ人財採用支援事業を通じて、多数のスポーツ人財の個人情報並びに企業の採用情報を有しているため、情報管理が重要課題であると認識しております。当社グループにおいては、社内規程（情報管理規程・情報セキュリティ規程・個人情報保護管理規程等）の制定及び運用、定期的な社内教育の実施、ICT開発本部を中心としたセキュリティシステムの整備等を実施し、情報管理体制の維持及び強化を図ってまいります。

f) 基幹システムの強化

当社グループは、今後の事業規模拡大に向けて、取引案件及び人財情報の増加が見込まれるため、基幹システムのうち、特に営業管理システムの整備・改良・適切な運用を行うことで、人財・企業データ管理・分析力の向上による営業力強化と社内業務の効率化・省力化を図ってまいります。具体的には、①ICT開発本部並びに事業本部・経営管理本部との連携による改善箇所の洗い出しと改善の実施、②営業管理システムへの新しい機能の拡充、③ICT開発本部従業員への最新のIT技術の教育、④ICT開発本部での優秀な従業員確保に注力しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 第12期	2022年度 第13期	2023年度 第14期	2024年度 (当連結会計年 度) 第15期
売 上 高	2,130,256 千円	2,866,214 千円	3,418,218 千円	3,845,234 千円
営業利益又は営業損失 (△)	△32,469 千円	637,002 千円	869,794 千円	874,068 千円
経常利益又は経常損失 (△)	△35,298 千円	634,239 千円	869,134 千円	872,058 千円
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△79,133 千円	412,318 千円	608,172 千円	595,295 千円
純 資 産	368,007 千円	780,524 千円	1,389,498 千円	1,763,601 千円
総 資 産	1,540,544 千円	2,127,327 千円	2,310,947 千円	2,707,672 千円
1 株当たり純資産額	51.27 円	107.94 円	188.74 円	241.89 円
1 株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	△11.10 円	57.22 円	83.73 円	81.21 円

(注) 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エスエフプラス	千円 30,000	% 100.0	営業支援事業、人財紹介事業、採用アウトソーシング事業

③ 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	主要商品名
新卒者向けイベント事業	スポナビキャリアセミナー、スポナビキャリアセミナープラス、スポナビ合同就職セミナー、スポナビ合同就職セミナープラス、スポナビキャリアセミナーLIVE、スポナビキャリアセミナープラスLIVE、スポナビ合同就職セミナーLIVE
新卒者向け人財紹介事業	スポナビエージェント、スポチャレ
既卒者向け人財紹介事業	スポナビキャリア、スポチャレ転職、スポティブ
その他	スポジョバ、スポナビアスリート

(8) 主要な営業所

事業所		所在地等
当社	本社	東京都新宿区市谷本村町 3 番29号
	営業拠点数	全国12拠点 その他サテライトオフィス
	拠点	札幌オフィス（北海道札幌市） 仙台オフィス（宮城県仙台市） 千葉オフィス（千葉県千葉市） 横浜オフィス（神奈川県横浜市） 東海オフィス（愛知県名古屋） 京都オフィス（京都府京都市） 大阪オフィス（大阪府大阪市） 神戸オフィス（兵庫県神戸市） 岡山オフィス（岡山県岡山市） 広島オフィス（広島県広島市） 九州オフィス（福岡県福岡市）

事業所		所在地等
株式会社 エスエフプラス	本社	東京都新宿区市谷本村町 3 番29号
	営業拠点数	全国 2 拠点
	拠点	九州オフィス（福岡県福岡市）

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
297 名	25 名増

（注）従業員数は契約社員を含む就業人員数であります。

(10)主要な借入先

借入先	借入額	
株式会社三井住友銀行	60,000	千円
株式会社東日本銀行	53,240	千円
株式会社三菱UFJ銀行	45,860	千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 26,112,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,440,960株（自己株式149,996株を含む）
- (3) 株主数 1,550名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
篠崎 克志	1,588,000	21.78
伊地知 和義	790,400	10.84
加地 正	790,400	10.84
森本 翔太	790,400	10.84
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	301,600	4.13
スポーツフィールド従業員持株会	180,200	2.47
佐々木 嶺一	164,000	2.24
石村 藤夫	122,500	1.68
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	104,400	1.43
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	98,900	1.35

（注）当社は、自己株式数（149,996株）を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を実施しており、同日付で発行可能株式総数が13,056,000株から26,112,000株に、発行済株式総数が3,681,440株から7,362,880株になっております。
- ② 当社は、2024年8月20日開催の取締役会決議において決議した、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2024年8月21日から2024年8月27日の間、市場取引により、149,100株の自己株式を総額99,994,600円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年12月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
篠崎 克志	代表取締役 体育会・スポーツ事業本部長 (特命) スポーツ事業部門長	株式会社エスエフプラス 代表取締役
伊地知 和義	取締役副社長 体育会・スポーツ事業本部長 体育会事業部門長	—
加地 正	専務取締役 経営管理本部長	—
森本 翔太	専務取締役 ICT開発本部長 ICT開発Div.長	—
小林 明彦	取締役	akソリューションアドバイザー 一株式会社会長
河村 直人	取締役	株式会社シンライフワーク代表 取締役、一般社団法人日本中小 企業スマートビジネス推進協会 監事、Thinkings株式会社非常勤 監査役
大隅 靖朗	常勤監査役	—
山本 憲司	監査役	—
田島 潤一郎	監査役	—

- (注) 1. 取締役小林明彦、河村直人は、社外取締役であります。
2. 監査役大隅靖朗、山本憲司、田島潤一郎は、社外監査役であります。
3. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。
執行役員 北川雅人 体育会・スポーツ事業本部 体育会事業部門 関東Div.長
執行役員 亀田高一郎 経営管理本部 経営管理本部副本部長
4. 当社は、取締役小林明彦、河村直人、監査役大隅靖朗、山本憲司及び田島潤一郎を株式会社
東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役大隅靖朗は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の
知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬の決定に関する基本方針

当社は、経営理念の実現と継続的な企業価値向上のため、2021年3月19日開催の取締役会において、役員報酬の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

(基本方針)

- ・当社グループの経営理念の実現と継続的な企業価値向上を目的とします。
- ・透明性・公平性の高い報酬決定プロセスを実現します。
- ・会社の業績目標達成と報酬額の連動性が確保された制度設計にします。
- ・株主と役員の間で短期・中長期的な利益とリスクが共有されている状態を維持します。
- ・役員のあるべき姿に合う経営人財を維持・確保できる報酬水準とします。

(報酬構成と算定及び決定方法)

- ・取締役の報酬等は、月額報酬（毎月支給）と役員賞与（翌年3月支給）により構成します。
- ・月額報酬の算定方法については役員報酬規程に定める役位別の月額報酬テーブルに基づいて、また役員賞与については連結売上高、連結経常利益の両指標について当初業績予想を超えた場合のみ、取締役会決議に基づいて株主総会で決議された限度額を上限に支給することがあります。
- ・月額報酬と役員賞与の構成割合については、8：2を賞与の支給上限として定めます。
- ・中長期的な企業価値向上に対する動機付け、また株主との利益・リスクの共有については取締役（社外取締役を除く）が一定の株式数を保有していることから、現時点において実現できているものと考え、非金銭報酬等の中長期的な変動報酬は導入しておりません。今後については役員構成やコスト、時期等を勘案しつつ当該制度の導入を検討いたします。
- ・月額報酬と役員賞与の報酬決定プロセスについては、事前に社外役員に対して個人別の報酬内容に関する意見を求めた後、会社の業績の状況、経済情勢、その他各種の要素を勘案して、社外取締役及び社外監査役を含む取締役会において審議・決定します。
- ・透明性・公平性の観点から代表取締役に報酬の決定権限を再一任は行いません。
- ・非執行である社外取締役に対しては独立した立場から客観的に当社経営を監督する役割を考慮し、月額報酬のみとします。
- ・監査役の報酬等は、月額報酬のみで構成します。株主総会で決議された限度額を上限に、会社の業績の状況、経済情勢、各役位、経歴、実績その他各種の要素を勘案して、監査役会にて決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年3月29日であり、決議の内容は、報酬等の限度額として、社外取締役以外の取締役について年額250,000千円以内、社外取締役については年額20,000千円以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。

当社の監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年3月29日であり、決議の内容は、報酬等の限度額として、監査役について年額30,000千円以内であります。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	77,670千円 (8,100千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	17,100千円 (17,100千円)
合計 (うち社外役員)	9名 (5名)	94,770千円 (25,200千円)

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役小林明彦及び河村直人、監査役大隅靖朗、山本憲司、及び田島潤一郎は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を填補することとしております。当該保険の概要は以下のとおりです。

① 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員、アドバイザリーボード、管理職又は監督者である従業員

② 保険契約の概要

被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係（2024年12月31日現在）

氏名	区分	重要な兼職の状況
小林 明彦	社外取締役	akソリューションアドバイザー株式会社社会長
河村 直人	社外取締役	株式会社シンライフワーク代表取締役、一般社団法人日本中小企業スマートビジネス推進協会監事、Thinkings株式会社非常勤監査役
大隅 靖朗	社外監査役	—
山本 憲司	社外監査役	—
田島潤一郎	社外監査役	—

（注）社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別な関係はありません。

② 当事業年度中における主な活動状況

氏名	区分	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な発言状況等
小林 明彦	社外取締役	16回/17回	—	主に長年にわたる金融・財務及び企業経営に関する豊富な経験と実績を活かした専門的見地から、客観的・中立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。
河村 直人	社外取締役	17回/17回	—	主に長年にわたる人材業界及び企業経営に関する豊富な経験と実績を活かした専門的見地から、客観的・中立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。
大隅 靖朗	社外監査役	17回/17回	13回/13回	主に長年にわたる金融・財務及び企業経営に関する豊富な経験と実績を活かした専門的見地から、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
山本 憲司	社外監査役	16回/17回	12回/13回	主に経営者としての豊富な経験と実績に基づく幅広い知見から、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
田島潤一郎	社外監査役	17回/17回	13回/13回	主に弁護士として専門的見地から、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬等の見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったところ、妥当であると判断したためであります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時にスポーツが持つ可能性を様々なフィールドで発揮し、個人、法人、地域社会そして日本の発展に貢献すること」を経営理念としております。この理念のもと、当社グループは、あらゆるステークホルダーから信頼され、企業価値の最大化を達成し続ける企業であるため、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことが経営の重要課題であると考えております。また、コンプライアンスの重要性も同様に認識し、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

適切なコーポレート・ガバナンスを実現するため、監査役会設置会社である当社は、監査役が当グループ会社の代表取締役や担当取締役、又は従業員に対して営業の状況や意思決定のプロセス等の確認を行い、監査を実施しております。また社外監査役及び社外取締役の意見を経営に反映させることで透明性を高めるよう取り組んでおります。

監査役は、取締役会に毎回出席し、会社全般又は個別案件ごとに公平、かつ客観的に意見を述べるとともに監査役会での監査方針に従い取締役の業務執行を監査しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当社は2017年5月19日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、2018年3月16日開催の取締役会にて一部改定いたしました。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行うこととしております。
 - b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行しております。
 - c) 各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めております。コンプライアンス違反があると知ったときは、「コンプライアンス規程」に則り、コンプライアンス推進責任者に対し報告を行っております。
 - d) 代表取締役直轄の内部監査人を選任し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査役に報告しております。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、内部窓口に加え外部窓口を定め、適切に運用・対応しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基

づき、適切に保存及び管理しております。

- b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとしております。
 - b) リスク情報等については常務会を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行っております。個別のリスクに対しては、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査人が行うものとしております。
 - c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。
 - d) 内部監査人は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査役に報告するものとし、取締役会において問題点の把握と改善に努めております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
 - b) 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として常務会を設置し、当社の全般的な重要事項について審議しております。常務会は、原則として週1回開催しております。
 - c) 取締役会は、当社及び当社の財務、投資、コスト等の項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現することとしております。
 - d) 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図っております。
- ⑤ 当社及びその関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a) 関連会社等を含め、企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備することとしております。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a) 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行っております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a) 監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができます。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとしております。
 - b) 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応しております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとしております。
 - b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力することとしております。
 - c) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わないとしております。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- a) 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとしております。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a) 監査役は、内部監査人と連携を図り情報交換を行い、必要と認められる場合は内部監査人に対して特定部署の内部監査の実施を要請できるものとしております。
 - b) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求める等必要な連携を図ることとしております。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化しております。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消することとしております。
 - b) 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行っております。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう周知徹底するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っております。
 - c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

(3) 運用状況の概要

・取締役の職務執行体制

取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役が全てに出席いたしました。具体的には、経営数値の進捗状況や内部統制システムの構築に関する基本方針等、重要な経営課題について議論・審議を行いました。また、迅速・適正な対処を求められる事項については、週1回、取締役、常勤監査役及び執行役員による常務会を開催し、迅速かつ効率的に職務を執行いたしました。

・監査役の職務執行体制

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行いました。具体的には、取締役会や常務会等において取締役の業務執行を監査する他、社内の様々な会議への積極的な参加や、内部監査を行う内部監査室との連携、代表取締役をはじめとする取締役との定期的な面談を通じて現場レベルでの業務運用状況の把握に努め、問題点や課題を早期に発見し、取締役と緊密な情報・意見交換を実施いたしました。

・内部監査室の職務執行体制

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び内部統制監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,258,208	流 動 負 債	762,900
現金及び預金	1,704,249	買掛金	24,793
売掛金	484,580	1年内返済予定の長期借入金	91,702
前渡金	14,297	返金負債	43,986
前払費用	49,941	未払金	102,232
未収入金	362	未払費用	143,775
その他	6,147	未払法人税等	133,214
貸倒引当金	△1,369	未払消費税等	70,753
固 定 資 産	449,463	前受金	42,787
有形固定資産	217,500	預り金	52,125
建物附属設備	250,273	賞与引当金	55,748
工具、器具及び備品	89,236	その他	1,781
減価償却累計額	△122,009	固 定 負 債	181,170
無形固定資産	100	長期借入金	67,398
ソフトウェア	100	資産除去債務	110,108
投資その他の資産	231,862	その他	3,664
敷金	198,897	負 債 合 計	944,070
繰延税金資産	32,277	(純 資 産 の 部)	
その他	688	株 主 資 本	1,763,601
		資 本	93,650
		資 本 剰 余 金	83,350
		利 益 剰 余 金	1,686,971
		自 己 株 式	△100,370
		純 資 産 合 計	1,763,601
資 産 合 計	2,707,672	負債・純資産合計	2,707,672

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,845,234
売上原価		179,422
売上総利益		3,665,811
販売費及び一般管理費		2,791,743
営業利益		874,068
営業外収益		
受取利息	161	
受取配当金	0	
その他	26	188
営業外費用		
支払利息	1,595	
自己株式取得費用	321	
その他	281	2,198
経常利益		872,058
税金等調整前当期純利益		872,058
法人税、住民税及び事業税	263,173	
法人税等調整額	13,589	276,762
当期純利益		595,295
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		595,295

連結株主資本等変動計算書

（2024年1月1日から
2024年12月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					純資産 合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
2024年1月1日残高	93,513	83,213	1,213,148	△375	1,389,498	1,389,498
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行	137	137	－	－	274	274
剰 余 金 の 配 当	－	－	△121,472	－	△121,472	△121,472
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益	－	－	595,295	－	595,295	595,295
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△99,994	△99,994	△99,994
連結会計年度中の変動額合計	137	137	473,822	△99,994	374,102	374,102
2024年12月31日残高	93,650	83,350	1,686,971	△100,370	1,763,601	1,763,601

連結注記表

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社エスエフプラス

(2) 重要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2 連結子会社の事業年度に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

ア. リース資産以外の有形固定資産

定率法（但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	10～20年
--------	--------

工具、器具及び備品	5～10年
-----------	-------

イ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年
---------------	----

(2) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月から2ヶ月以内に受領しております。

① 新卒者向けイベント事業

新卒者向けイベント事業においては、イベント完了時に収益を認識しております。新卒者を対象とする就職イベント・サービスを提供することにより、顧客から就職イベント出展料を得ております。

② 新卒者向け人財紹介事業

新卒者向け人財紹介事業においては、企業の採用決定に至るまでのサービス提供を履行義務として識別しております。企業の採用決定に学生が承諾の意思表示をした日を内定確定日とし、内定確定日に履行義務が充足されたとして収益を認識しております。なお、当社グループは、内定確定後、学生が内定を辞退した場合には、企業に返金義務を有しているため、当該返金見込額は収益から控除し、返金負債として計上しております。

③ 既卒者向け人財紹介事業

既卒者向け人財紹介事業においては、顧客が求める人財を紹介し、紹介した人財が顧客企業に入社することを履行義務と識別し、入社日時点において履行義務が充足されたとして収益を認識しております。なお、当社グループは、入社後に、人財が早期退職をした場合には、企業に返金義務を有しているため、当該返金見込額は収益から控除し、返金負債として計上しております。

2 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 32,277千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

① 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りによる回収可能性を判断し、将来税負担を軽減することができる範囲内で計上をしております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、予算計画を基礎としており、売上高をその主要な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、主要な仮定である売上高の前提が経済環境の変化等による影響を受けた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 返金負債

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

返金負債 43,986千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

① 算出方法

新卒人財の紹介において求職者が内定を辞退した場合及び既卒人財の紹介において入社者が早期退職をした場合に紹介先企業から収受した紹介手数料を返金する制度を設けております。当該返金の支払いに備えるため、将来における返金見込額を返金負債として計上しており、将来における返金見込額は期末時点における返金実績率に基づき算出しております。

② 主要な仮定

求職者の内定辞退及び入社者の早期退職による返金の傾向は過去と同水準であるとの仮定に基づき、過去の売上及び過去の売上に対する返金実績に基づき算定した返金実績率を用いております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

返金負債の算定基礎である返金実績率は過去の実績率に基づいているため、求職者及び入社者のマインドが大きく変化する社会事象等が発生した場合には、計上していた返金負債の額と実際の返金額に乖離が生じ、翌連結会計年度の業績に影響を与える可能性があります。

3 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

7,440,960株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千 円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	121,472	33	2023年 12月31日	2024年 3月28日

(注) 2024年4月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度については当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの。

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千 円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	116,655	16	2024年 12月31日	2025年 3月28日

3 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

134,080株

4 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、スポーツ人財採用支援事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握しております。

当社グループは、事業の性質上、件数及び金額ともに特定の取引先に集中するこ

とはなく、また支払期日についても月末締め翌月末精算を基本としており、可能な限り短期間で回収することでリスクを低減しております。販売管理規程に従い、経営管理本部が各取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況などの悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、与信管理規程に従い各取引先の返済能力に応じた信用取引を行うことでリスクの低減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理は、資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当連結会計年度(2024年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	484,580	484,580	-
資産計	484,580	484,580	-
(1) 買掛金	24,793	24,793	-
(2) 未払金	102,232	102,232	-
(3) 未払費用	143,775	143,775	-
(4) 未払法人税等	133,214	133,214	-
(5) 未払消費税等	70,753	70,753	-
(6) 長期借入金(※)	159,100	158,713	△386
負債計	633,869	633,482	△386

※ 1年内返済予定借入金を含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に依じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当する金融資産及び金融負債がありません。

- (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	158,713	-	158,713
負債計	-	158,713	-	158,713

注 金融商品の時価の算定方法に関する事項

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

5 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は、以下のとおりであります。
(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
新卒者向けイベント売上高	1,681,357
新卒者向け人財紹介売上高	1,064,911
既卒者向け人財紹介売上高	962,056
その他の収益	136,909
顧客との契約から生じる収益	3,845,234
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,845,234

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、単一セグメントで構成されており、当セグメントにおいて「新卒者向けイベント売上高」「新卒者向け人財紹介売上高」「既卒者向け人財紹介売上高」に収益を分解しております。

当社の主要な事業における主な履行義務の内容と、当履行義務を充足する通常の時点についての情報は、「1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に関する注記等 3 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	424,955	484,580
契約負債	25,663	42,787

契約負債は、主に新卒者向けイベント及び新卒者向け人財紹介における前受金であり、イベントの開催、内定承諾時に応じて契約負債から売上高へ振替計上しております。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、23,298千円であります。

なお、当社グループでは、主に当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

6 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 241円89銭

1株当たり当期純利益 81円21銭

(注) 1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,244,654	流 動 負 債	760,408
現金及び預金	1,691,503	買掛金	24,793
売掛金	483,135	1年内返済予定の長期借入金	91,702
前渡金	14,297	返金負債	43,986
前払費用	49,625	未払費用	142,668
未収入金	362	未払金	102,389
その他	7,099	未払法人税等	132,826
貸倒引当金	△1,369	未払消費税等	70,267
固 定 資 産	469,105	前受金	42,787
有形固定資産	217,500	預り金	51,756
建物附属設備	250,273	賞与引当金	55,449
工具、器具及び備品	89,236	その他	1,781
減価償却累計額	△122,009	固 定 負 債	181,170
無形固定資産	100	長期借入金	67,398
ソフトウェア	100	資産除去債務	110,108
投資その他の資産	251,504	その他	3,664
関係会社株式	20,000	負 債 合 計	941,579
敷金	198,539	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	32,277	株 主 資 本	1,772,180
その他	688	資 本	93,650
		資 本 剰 余 金	83,350
		資本準備金	83,350
		利 益 剰 余 金	1,695,549
		その他利益剰余金	1,695,549
		繰越利益剰余金	1,695,549
		自己株式	△100,370
		純 資 産 合 計	1,772,180
資 産 合 計	2,713,759	負債・純資産合計	2,713,759

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,837,227
売 上 原 価		184,618
売 上 総 利 益		3,652,609
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,770,390
営 業 利 益		882,219
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	160	
受 取 配 当 金	0	
そ の 他	25	186
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,595	
自 己 株 式 取 得 費 用	321	
そ の 他	281	2,198
経 常 利 益		880,207
税 引 前 当 期 純 利 益		880,207
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	262,784	
法 人 税 等 調 整 額	13,589	276,373
当 期 純 利 益		603,833

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
2024年1月1日残高	93,513	83,213	83,213	1,213,189	1,213,189
事業年度中の変動額					
新株の発行	137	137	137	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△121,472	△121,472
当期純利益	—	—	—	603,833	603,833
自己株式の取得	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	137	137	137	482,360	482,360
2024年12月31日残高	93,650	83,350	83,350	1,695,549	1,695,549

(単位：千円)

			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
2024年1月1日残高	△375	1,389,540	1,389,540
事業年度中の変動額			
新株の発行	—	274	274
剰余金の配当	—	△121,472	△121,472
当期純利益	—	603,833	603,833
自己株式の取得	△99,994	△99,994	△99,994
事業年度中の変動額合計	△99,994	382,640	382,640
2024年12月31日残高	△100,370	1,772,180	1,772,180

個別注記表

1 重要な会計方針

- 1 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産

定率法（但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	10～20年
工具、器具及び備品	5～10年

② リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年
---------------	----

3 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき事業年度に見合う分を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 新卒者向けイベント事業

新卒者向けイベント事業においては、イベント完了時に収益を認識しております。新卒者を対象とする就職イベント・サービスを提供することにより、顧客から就職イベント出展料を得ております。

② 新卒者向け人財紹介事業

新卒者向け人財紹介事業においては、企業の採用決定に至るまでのサービス提供を履行義務として識別しております。企業の採用決定に学生が承諾の意思表示をした日を内定確定日とし、内定確定日に履行義務が充足されたとして収益を認識しております。なお、当社は、内定確定後、学生が内定を辞退した場合には、企業に返金義務を有しているため、当該返金見込額は収益から控除し、返金負債として計上しております。

③ 既卒者向け人財紹介事業

既卒者向け人財紹介事業においては、顧客が求める人財を紹介し、紹介した人財が顧客企業に入社することを履行義務と識別し、入社日時点において履行義務が充足されたとして収益を認識しております。なお、当社は、入社後に、人財が早期退職をした場合には、企業に返金義務を有しているため、当該返金見込額は収益から控除し、返金負債として計上しております。

2 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 32,277千円

(2) その他情報

連結注記表に注記すべき事項と同一であります。

2. 返金負債

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

返金負債 43,986千円

(2) その他情報

連結注記表に注記すべき事項と同一であります。

3 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 952千円

短期金銭債務 291千円

4 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 10,819千円

業 務 委 託 費 5,995千円

5 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 149,996株

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 19,179千円

未払事業税 13,914 //

返金負債 15,214 //

減損損失 6,977 //

資産除去債務 38,085 //

子会社株式評価損 3,458 //

その他 1,351 //

繰延税金資産小計 98,181千円

評価性引当額 △41,777 //

繰延税金資産合計 56,404千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 24,127千円

繰延税金負債合計 24,127千円

繰延税金資産純額 32,277千円

7 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「5. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)	科 目	期末残高
子会社	株式会社 エスエフプ ラス	所有 直接 100%	当社からの 営業架電業 務を受託 当社従業員 の派遣	業 務 受 託	4,101	関係会社売 掛金	561
				社 員 派 遣	5,530	関係会社売 掛金	356
				業 務 受 託	1,187	関係会社未 収入金	34
				業 務 委 託	5,995	関係会社未 払金	291

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 注 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 取引金額は消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 243円07銭

1株当たり当期純利益 82円37銭

(注) 1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社スポーツフィールド
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 均
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 飴 谷 健 洋
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スポーツフィールドの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スポーツフィールド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社スポーツフィールド
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 均
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飴谷 健 洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スポーツフィールドの2024年1月1日から2024年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月20日

株式会社スポーツフィールド 監査役会

常勤社外監査役 大 隅 靖 朗 ㊟

社外監査役 山 本 憲 司 ㊟

社外監査役 田 島 潤 一 郎 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：FORECAST市ヶ谷4階
東京都新宿区市谷本村町3番29号
当社セミナールーム
TEL 03-5225-1481



※ ご来場には公共交通機関をご利用ください。

交通	東京メトロ有楽町線・南北線	「市ヶ谷駅」7番出口から徒歩3分
	都営地下鉄新宿線	「市ヶ谷駅」4番出口から徒歩6分
	JR線	「市ヶ谷駅」から徒歩6分